

第4章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

4-1 景観重要建造物の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

1 景観重要建造物の指定の方針

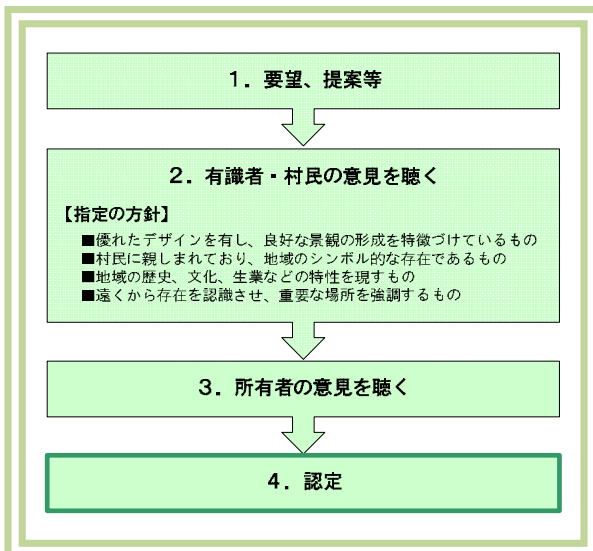
景観計画では、良好な景観を形成し、道路その他の公共の場所から容易に見ることができる建造物については、「歴史的・文化的重要性」、「希少性」または「シンボル性」が認められる場合なども勘案し、必要に応じて地区の景観の核となる景観重要建造物として指定することができます。

景観重要建造物として指定された場合は、建造物の現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなりますが、景観という見た目の重要性の観点から指定するため、建物内部は自由に利用可能で、生活上必要な改修についても行うことができます。また、指定された場合は条例により防火などの外観に係る部分について、建築基準法の規制緩和が可能となります。

今後、村として景観資源調査等を踏まえ「景観重要建造物」に指定することを検討します。

以下に、景観重要建造物の認定までのイメージを示します。

認定までのイメージ



4-2 景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

1 景観重要樹木の指定の方針

景観計画では、良好な景観を形成し、道路その他の公共の場所から容易に見ることができる樹木については、「歴史的・文化的重要性」、「希少性」または「シンボル性」が認められる場合なども勘案し、必要に応じて地区の景観の核となる景観重要樹木として指定することができます。

景観重要樹木として指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。また、村や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることもできます。

今後、村として景観資源調査等を踏まえ「景観重要樹木」に指定することを検討します。

以下に、景観重要樹木の認定までのイメージを示します。

